

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年11月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500407 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500078 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から平成 12 年 1 月 1 日まで

A社の派遣社員として勤務した、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がない。平成 11 年分給与所得の源泉徴収票に、請求期間の社会保険料額が記載されているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された、就業条件明示書（兼）派遣労働者雇入通知書及び平成 11 年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は、請求期間のうち、平成 11 年 10 月 5 日から平成 12 年 1 月 1 日までの期間において、A社に派遣社員として在籍し、派遣先事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社の事業主は、請求者の氏名、生年月日及びスタッフナンバーで検索したが、現在のシステムでは、請求者の在籍を確認できず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、請求者は平成 11 年分給与所得の源泉徴収票を提出しており、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額欄には「320,763 円」と記載されているものの、当該金額の内訳については不明であり、請求期間に係る給与明細書等を保有していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。